

令和 7 年 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 招集年月日 令和 7 年 3 月 13 日 (木)
2. 招集の場所 可児市役所議会全員協議会室
3. 開 会 令和 7 年 3 月 13 日 午前 9 時 00 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

審査事件名

- 議案第 1 号 令和 7 年度可児市一般会計予算について
- 議案第 2 号 令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 3 号 令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 4 号 令和 7 年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第 5 号 令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第 6 号 令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計
予算について
- 議案第 7 号 令和 7 年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第 8 号 令和 7 年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第 9 号 令和 7 年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第 10 号 令和 7 年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第 11 号 令和 7 年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第 12 号 令和 7 年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第 13 号 令和 7 年度可児市下水道事業会計予算について
- 議案第 14 号 令和 6 年度可児市一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 議案第 15 号 令和 6 年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 16 号 令和 6 年度可児市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

5. 出席委員 (20名)

委 員 長	山 田 喜 弘	副 委 員 長	野 呂 和 久
委 員	林 則 夫	委 員	亀 谷 光
委 員	富 田 牧 子	委 員	伊 藤 健 二
委 員	川 合 敏 己	委 員	酒 井 正 司
委 員	天 羽 良 明	委 員	伊 藤 壽
委 員	板 津 博 之	委 員	高 木 将 延
委 員	渡 辺 仁 美	委 員	大 平 伸 二
委 員	奥 村 新 五	委 員	松 尾 和 樹
委 員	田 口 豊 和	委 員	酒 向 さやか
委 員	前 川 一 平	委 員	田 上 元 一

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 澤野 伸

8. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	河地直樹	こども健康部長	大杉美穂
教育委員会事務局長	飯田晋司	高齢福祉課長	宮原伴典
福祉支援課長	金子浩	介護保険課長	井藤好規
国保年金課長	後藤文岳	子育て支援課長	野尻康宏
保育課長	可児浩之	健康増進課長	佐橋紀康
教育総務課長	水野修	学校教育課長	木村正男

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	佐藤一洋
議会事務局書記	中島めぐみ	議会事務局書記	中水麻以

○委員長（山田喜弘君） おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開催します。

本日は、本委員会に付託されました16議案のうち、教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

委員会資料データの16ページ以降に事前質疑の一覧がありますので、そちらを御用意ください。

初めに、教育福祉委員会所管のうち、こども健康部、福祉部に関する質疑を行います。

対象の質疑番号は71から93になります。

委員の皆様は、事業名を述べてから質疑内容を発言してください。

重複している質疑については太枠で囲っています。それぞれの委員に先に発言をしていただき、その後、執行部から一括で答弁をしていただきます。なお、関連質問はその都度認めます。また、事前質疑終了後に改めて関連質疑を行います。

それでは、順に1問ずつお願いをします。

質疑番号71番。

○委員（天羽良明君） 重点事業説明シート6ページ、在宅福祉事業です。

緊急通報システムについて知らなかったという市民も見えます。周知をどのように図っていますか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 緊急通報システムの利用対象者は、身体虚弱等で緊急時に援護を必要とする方であることから、担当ケアマネジャーがついているケースが大半であります。そのため、従前から地域包括支援センターや居宅介護事業所等のケアマネジャーを通じた周知をメインとし、広報紙やホームページを活用した周知も行っています。

現状において、緊急通報システムの周知等に係る苦情はほとんどないことから、現状の周知活動を維持していくとともに、適宜必要な見直しを行ってまいります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

では、質疑番号72。

○委員（田上元一君） 重点事業説明シートの7ページの高齢者生きがい推進事業のところですよ。

移動支援のための車両の無料貸出しを既存3団体に行ったということについては、12月議会の予算中間報告でお聞きしています。また、その際に運用上の課題や改善点はないとのお話をいただいた一方で、この事業を積極的に広報し、地域と共に対応策を考えていくとの発言がございました。また市長の施政方針でも、効果や課題を整理しながら地域ニーズに応じた展開を支援するとありました。

既存団体の無償貸出しという段階から次の段階へ踏み出していくのが令和7年度の事業展開であると認識をしていますが、具体的にどのような取組を行っていく予定でしょうか。お願いします。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 現在3団体に車両貸与をしておりますが、令和7年度より1団体増え、合計4団体に車両貸与を行う予定であります。

令和7年度においては、この事業の取組を積極的に広報することなどで認知度を上げ、各地域で実施に向けた機運が高まる過程で判明する地域ごとに異なるニーズや課題については、個々の状況に応じた対策方法を地域と共に考えていく所存です。

効果や課題の整理につきましては、3団体への車両貸与が本年1月31日に完了したばかりであることから、3団体から提出される報告書や団体との直接対話を通じ、これから行うこととなります。

また、地域支援事業のメニューに地域団体がケアマネジャー等からの要請された方の送迎を行う事業であるサービスDを新たに追加し、モデル事業とは別のアプローチでの移動支援事業の展開を予定しています。以上です。

○委員（田上元一君） 令和7年度に1団体増えるというのは、それは既存でもうやっているところなんですか、全く新規のところですか。どちらですか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 新たに追加する団体につきましては、帷子地区社会福祉協議会で、既にそういった移動支援事業をやっているところに車両を貸し出すということになっております。

○委員（田上元一君） 積極的に広報をして、その地域のニーズを掘り起こして新たなところを探していくということになると思うんですけど、そうすると、今度は新規のというか、全く新規の団体を立ち上げてではないですけど、地域の方と話し合いながら、支援をしながらということになると思いますけど、そういうアプローチもしていくという予定でよろしいですか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 今言われたとおり新規の団体を立ち上げてこれからやっていくということにつきましては、まず第一に、こちらが白タク行為と抵触しない部分である、いわゆる運輸局への登録許可を要しない運送形態でなくてはいけませんので、その部分に関わる協議を団体と直接やっていく必要があります。

その運輸局での許可を要しない、登録を要しないという部分に該当するということを確実に確認した上でないと車両貸与はできないものと思っておりますので、そういった調整を含めて地域とやらせていただくということになっていくと考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 例えば、今年度に目標とか幾つかというのは設定せずに、とにかくまずは広報して地域のニーズを広く掘り起こしていくということではよろしいですか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 今言われたとおりの展開を考えております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

○委員（板津博之君） 最後のほうでおっしゃられたサービスDというものを、もう一回ちょっと説明をいただきたいんですけど。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） サービスDというのは、高齢者サロンとかサービスBというごみ捨ての支援とかという地域支援事業のメニューの一つでありまして、可児市としては今

まで実施する団体もなく、うちの事業のメニューにも加えていなかったんですけど、今後そちらの部分も充実させていく必要があるだろうということで、新たに令和7年度に要綱を改正しましてメニューとして追加していくということです。これはどういったものかといいますと、いわゆる地域団体でありますので、高齢者サロンをやっているような団体とか自治会でいわゆる送迎のみを行うものがサービスD、サービスBとの違いが分からないかと思いますが、サービスBでやる場合はその部分での向こうでの介助とか、そういったものを含めるとサービスBの区分に入ってくるんですけども、そういったものがなく、単なる送迎、車に乗せて送っていただけというのがサービスDと、これは国のくくりなので非常に分かりにくくて、団体さんもなかなか理解が難しいところがあるみたいだったので、これは全国的にもそうなんですけど、今までもあまり浸透はしていないんですけども、そういったところも含めて、今のところそれやってもらえるというようなことを前向きに回答いただいている団体はないですけども、そういった部分もこちらとしては調整させていただこうと考えております。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（富田牧子君） すみません、帷子地区社協に車両を貸し出すということですけど、帷子地区社協の場合は距離に応じて取るお金を一律にすると思うんですけど、そういうふうには料金を取りますよね。この若葉台の場合は料金を取っていないと思うんですね。会員制であって、取っていない。そうすると、今後こういうことを貸し出すのはもちろん住民の皆さんにとってとてもいいと思いますが、その送迎料金をどういうふうに考えてみえるんですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） いわゆる帷子地区社協が今やっておられる送迎も、これは運輸局において登録許可を要しない運送という形態で認められているものですから、やれているんですね。ですので、運輸局が登録許可を要しない運送として認めている団体であるから市としては車を貸し出すと。もしそれが経営とか営利目的であったら、それは我々としても車貸し出しできませんので、そういった部分でまず運輸局の基準をクリアしている。ですから、それはほかの、こちらで先行して貸し出しました若葉台、愛岐ヶ丘、桜ヶ丘と変わりはないという判断でありますので、そういった理解で貸し出すということで考えております。

○委員（富田牧子君） いろんなところが送迎をやっていると思うんですけど、それは料金の中に入っていると思うんですよね。それに係る経費については送迎の部分もはっきり言って介護保険の利用の中に入っていると思うんですけど、一方でそういうふうなことをやりながら一方では取らないというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 今送迎の料金が入っていると言われたんですけども、送迎料金が入っているというのは、どういったことを指して言われているんでしょうか。

○委員（富田牧子君） それは、介護保険のサービスでデイサービスに行ったりしますよね。だから、その全体の中に入っていると私は考えているんですけど、その中で何割負担かでその方から頂くと思うんですけど、そこがただということはある得ないと思うんです。そ

こら辺がすごく、何かこのやり方がちょっと矛盾していないかなと思うから聞いているんです。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） デイサービスへの送迎というものはデイサービスの事業者の部分でやっていますので、このサービスDとか団体がやるものではないんですよね。ですので、この部分の我々が車両を貸し出すものとは一線を画していると認識しておりますので、そこにおいては利用されておりませんので、その部分のところは関係してこないかという認識であります。

○委員長（山田喜弘君） いいですか、追加の説明ありますか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 地域団体のほうが取っている実費弁償部分でガソリン代相当とか、その部分の料金を取るのとは以前から認められておりまして、登録許可を要しないということで、その部分はもらっていただいているということでもありますので、その部分については、いわゆる送迎に係る送迎費用というよりも実費弁償、これは運輸局の見解ですけれども、いわゆる車を使ったガソリン代という形のものとは取っていないというものでやらせていただいているものですので、その部分の料金を頂いているという形であるかと思っております。

○委員（奥村新五君） 説明を聞き逃したかもしれませんが、令和7年度から4台の車両の保険についてはどうなっていますか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） こちらにつきましては、車に保険とかそういったものは全て市のほうがかけた状態のリース車両を市が借り受けして、それを団体に貸し出しているという形ですので、全て市のほうで対応しております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

いいですか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号73、74一括で。

○委員（板津博之君） 重点事業説明シートの9ページ、地域支援事業になります。

まちかど運動教室参加者を対象とした公民連携による効果測定について、詳細な説明を求めます。

○委員（高木将延君） 同じく地域支援事業です。

まちかど運動教室の公民連携による効果測定とはどのようなものを行うのか、お願いいたします。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 質疑番号73の板津委員、質疑番号74の高木委員からのまちかど運動教室に係る質疑については関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

まちかど運動教室参加者を対象とした公民連携事業は、可児市と株式会社バローホールディングスとの包括連携に関する協定事業の一環として実施しているものになります。

この事業は、前年度から継続して登録があり、かつ令和6年4月から6月までの3か月間皆出席の方を対象とし、アクトス広見店を会場に専門インストラクターによる健康測定を実施しております。令和7年6月頃に2回目の測定を行い、1回目、2回目の結果を合わせて

検証する予定となっております。

測定項目は、1つ目として、日常生活基本チェックリスト、2つ目として身体健康測定、3つ目として握力測定、4つ目として開眼片足立ち、5つ目として5メートル歩行、6番目としてTimed Up & Goといって転倒リスク測定の6項目となっております。

参加者の平均年齢は77.5歳と高めですが、65歳以上の評価指標において、ほとんどの項目で合格基準である3点以上の方が80%以上の結果でした。

しかしながら、5メートル歩行においては、合格基準である3点以上の方の割合が58%、転倒リスク測定においては、合格基準である3点以上の方の割合が67%と他の項目より低い結果となりました。

このため、令和7年度開催予定のまちかど運動教室をはじめ一般介護予防事業において、この結果を基に内容の一部見直しを検討しています。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号75。

○委員（高木将延君） 重点事業説明シート11ページの介護人材確保対策事業でございます。

令和7年度から設定します指標①の職員が充足できている事業所の割合の目標値が設定されるわけですが、これを24.7%とした根拠を教えてください。

○介護保険課長（井藤好規君） 指標①職員が充足できている事業者割合の目標値を24.7%とした根拠についてお答えします。

第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、令和4年度に市内の施設（通所型事業所、訪問型事業所）の管理者に対し介護人材実態調査を行い、職員の充足度で「充足している」の回答割合が24.7%だったため、現状維持を目標値として設定しています。また、ほかの回答の割合は、「不足しているが、事業所運営には影響ない」が41.6%、「不足しており、事業所運営に影響が出ている」が27%となっています。

今後は、3年ごとの計画策定の調査とは別に毎年事業所に調査を行い、達成状況を確認していきます。以上です。

○委員（高木将延君） これに向けていろいろ行っていていただく予定になっているんですけど、それで現状維持のほうでよかったですか。

○介護保険課長（井藤好規君） 国のほうの数値なんですけど、介護職員の必要数は2026年度で約240万人、2040年度では約270万人に達すると見込まれており、2022年度を起点とすると、2026年度に向けて年間6.3万人の増加が必要とされているところです。

一方、令和5年10月1日時点の介護職員数は212.6万人で前年より2.9万人減少しているということで、介護職員数が前年を下回ったのは介護保険制度が始まって初めてといった状況となっているということなので、現実的な目標として現状維持とさせていただいたところで。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

○委員（富田牧子君） すみません、ちょっとお聞きするんですけど、最近訪問介護事業所の撤退というのが結構全国的に見られるんですが、この可児市においては、前に教育福祉委員会でお聞きしたときは少しあったんですけど、昨年度は別にこういう訪問介護事業所の撤退というのはなかったですか。

○介護保険課長（井藤好規君） 令和５年度ということでしたら、昨年度の訪問介護事業所の撤退はありませんでしたし、令和６年度も今のところについては訪問介護事業所については廃止はありません。ちなみに、デイサービス等の事業所で４事業所が廃止をされているという状況になっております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号76。

○委員（田上元一君） 重点事業説明シートの17ページの児童センター管理運営事業についてです。

中央児童センターは現在夜９時までの開館時間となっておりますけれども、可児駅前地区の防犯上の観点から一時夜６時までとなりまして現在は夜９時に戻っていますが、防犯上の不安が全く解消されたという状況ではありません。見守り活動をしている方々からも、夜６時までで十分ではないかというお声が上がっており、私も毎回皆さんと一緒に活動する中で同じ考えを持っております。条例を改正してでも開館時間を変更すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 児童センター、児童館につきましては、児童福祉法の規定で18歳未満の子供を対象としており、国のガイドラインにおきましても、児童館は中学生、高校生世代も利用できる施設であり、受入れに際しては、開館時間等について実際に利用可能な環境づくりに努めることとされております。また、令和５年のこども基本法施行に伴いまして、国においては、こどもまんなか社会の実現に向けた重要政策の一つとして子供の居場所づくりを推進していくこととしております。

中央児童センターが入っております子育て健康プラザ マーノにつきましては、可児駅前という立地の特性上、特に平日夕方以降は通学で駅を利用している高校生の来館が多い状況でございまして、中央児童センターに限っても、昨年４月から今年１月までの実績として延べ約6,000人の高校生の利用がございました。

児童センター、児童館は、子供たちが自由に遊んだり過ごしたりすることができる場所であることに加えまして、児童厚生員に困り事や悩みを相談でき、必要に応じて支援機関などにつなげるといった機能も有しておりますので、先ほども申し上げたような立地の特性も考慮いたしますと、中央児童センターについては、子供の多様な居場所づくりの一環として高校生も利用できるよう、現在の開館時間を今後も維持してまいりたいと考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 法律の要件とか、それからいわゆる原則論についてはよく理解をして

います。

その上で申し上げているのは防犯上の観点という話で、一時6時までしたという事実があるわけですから、現状をどういうふうに認識しているか、もう大丈夫なんだということなのか。私は大丈夫じゃないと思ってそういう質問を申し上げているので、このまま継続をしていくということであるとすると、より慎重にその状況をチェックするというか見守っていく必要があると思いますが、その点はどう思われますか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 今委員からもお話ございましたとおり、特に令和5年度中に駅周辺に集まる少年たちの施設の不適正利用等が散見をされている状況ということがございまして、令和5年10月末から12月末までの約2か月間、開館時間を午後9時から午後7時に短縮をして2か月間運営をいたしました。

その間、子育て健康プラザ マーノの施設管理の面でも、通常の施設管理の委託の中で巡回警備員1名配置をしておりましたけれども、それに加えまして2名、今現在午後4時から9時までの時間帯に2名を増強して配置をしております。

また、委員からもお話がございましたとおり、少年センターの補導員さんですとか児童警察署によります駅周辺の巡回活動等も定期的に行っていただいております、そういった取組の成果もあって、今現状では子育て健康プラザ マーノ館内あるいは児童センターの中で昨年度見られたような問題行為は起こっていないというふうにセンターの職員からも聞いております。

現在、先ほど申し上げました増強した巡回警備員についても、午後9時までの間、定期的に館内、児童センターの中も含めて見回りをしていただいております、またセンター内で問題ある行動が起こった場合には警備員と連絡を取って警備員が駆けつけるというような体制も取っておりますので、そうした中で問題行動が起きないように我々としても見守りを継続してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号77、78、79を一括で。

○委員（富田牧子君） 重点事業説明シート24ページの子育て支援推進事業で、絆る～むの職員体制を増強していくということですけど、どのような内容になっていくんでしょうか。

○委員（天羽良明君） 同じく子育て支援推進事業です。

絆る～むの職員体制強化及び機能強化とはどのようなものか。

○委員（田上元一君） 同じところですか。

絆る～むの職員体制をどのように見直すのか、見直すことで何が変わるのか、そして何を目指すのか、お願いします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 一括してお答えをさせていただきます。

絆る～むでは、現在専任スタッフとして8名の会計年度任用職員が勤務をしております、いずれも週当たりの勤務日数が3日程度で、勤務時間としては1日当たりおおむね4時間か

ら6時間という任用条件の下でシフトを組んで運営をしております。

しかしながら、近年では利用者である保護者からの子育てに関する不安や悩みの相談に応じたり、兄弟連れ等複数のお子さん連れの保護者の方、あるいは日ごろの育児でお疲れの保護者の方に代わって、来室時に一時的に乳幼児の見守りをしたりといったような個別での配慮、対応が必要となる場面が増えてきております。

また、絆る〜むは、おおむね月1回の頻度で子育てに関する講座やイベントを行っておりますけれども、こうした催しの企画ですとか準備などを円滑に進めること、あるいは先ほど申し上げたような特に配慮が必要な利用者の方に関するスタッフ間での情報共有が、現在のようなシフト制による交代勤務では非常に難しくなっております。

そこで、スタッフ8名のうち1名を週5日のフルタイムに準じた勤務に変更し、スタッフ間の情報共有や催しの企画、準備などの全体調整を中心的に担えるような体制にするとともに、特に利用者の多い平日の午前10時から午後3時までの時間帯のスタッフ数をしっかりと確保できるようにシフトを見直すことで、利用者サービスの向上につなげたいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号80。

○委員（田口豊和君） ありがとうございます。

重点事業説明シートの27、28ページ、私立保育園等保育促進事業、市立保育園管理運営経費についてです。

各保育園に通訳の人員が常駐しているわけではないため、保育士との意思の疎通が常に行えない園児がおり、何を訴えているのかがすぐに理解できないことは、充実した保育の妨げとなったり、園児同士の友達関係の構築にも影響するとともに、重大な事故にもつながりかねない。

通訳の人員を増やしたり、より頻繁に各園に出向くことが可能か、お願いします。

○保育課長（可児浩之君） 公立保育園では、めぐみ保育園と土田保育園に通訳各1名を常駐しており、必要に応じて通訳未配置の公立2園にも派遣する等しているほか、各園にポケット翻訳機を配備して対応しております。

通訳の配置に係る費用負担は、県・国からの補助もなく市単費での負担となるため、これ以上人員を増やすことはなかなか難しい面がございます。また、現状配置しております常駐している通訳2名でございますけれども、めぐみ保育園と土田保育園、それぞれ所属園での通訳のほかに未配置の公立園の翻訳等も行っておりますので、頻繁に各園を巡回するということはなかなか現状では難しい状況でございます。

今後も外国籍児童の在園数であったり現場における必要性等を踏まえながら、通訳の増員等は判断していく必要があると考えております。

なお、私立保育園においては、通訳を配置している園はほとんどなくて、翻訳機で対応し

ている状況であるというふうに聞いております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号81。

○委員（富田牧子君） 重点事業説明シート28ページです。

市立保育園管理運営経費、令和7年度からこども誰でも通園制度が始まるので準備をしていくということですが、どのような内容で準備をしていくのでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） こども誰でも通園制度は、子育て世帯への支援を強化するため、ゼロから2歳の未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育施設を時間単位で利用できる新たな制度になります。これが令和8年度から全市町村で実施されるということでございます。

本市でもこのこども誰でも通園制度を実施するわけですが、国が示す試算式によりますと、1日当たり約60人ほどの保育枠を確保することが望ましいというふうに言われております。

ですので、その準備としまして、令和7年度中ですが、このこども誰でも通園制度は小規模保育園等と同じで市が認可することになりますので、その認可基準条例の整備でありましたり、あとは月一定時間いろんな園で利用ができますので、国が今総合支援システムというものを構築しております。これはどこの園で何時間利用したかというのが分かるようになるシステムでございますけれども、そういったものの利用契約であったり、あとは実際実施園の認可をしていく、いわゆる民間の事業者が御協力いただける場合についてはそういった認可をしていくということ、さらには市民への制度の周知、どの園でこういうことをやっていますよというものを令和7年度中に実施していくことを予定しております。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、市立保育園だけではなくて民間の保育園でも市の認可ということがあれば、こども誰でも通園制度で対応していただけるということですか。

○保育課長（可児浩之君） こちらについては、いきなり全ての保育園にお願いするのか、まずは公立保育園でやっていくのかという判断がございます。

先ほど1日60人枠ほど設けなきゃならないと言ったのは、国の試算式の考え方が、いわゆる可児市内の未就園児全員がこの制度を利用するとした場合に60人ほど設けなさいと。ただ実際には、この制度自体は一時保育と似たような制度でございまして、一時保育自体も利用者がそんなにはいない状況でございますので、60人枠までも果たして必要なかどうかというのが実際にあります。

ただ、国としては、令和8年、令和9年の2か年については経過措置として、いきなり60人をそろえなくてもいいけれども、令和10年からはそろえてくださいねという今のところの方向でございます。それらも踏まえまして、市としてその令和8年スタートの年からいきなり民間の皆様にもお願いするのか、実際補助金等の体系もまだ未確定な部分がございます、

当然民間の園にやってもらっても、利用者が少なければそれだけ補助金も少なくなってしまうと御迷惑をかけてしまう点もございますので、そういう点も踏まえて、まずは市のほうでスタートしていきたいというふうには考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号82。

○委員（板津博之君） 重点事業説明シート29ページ、キッズクラブ運営事業になります。

キッズクラブ保育料について、減免する対象世帯を見直し拡充することだが、予算的にはどのくらい拡充する見込みか。

○保育課長（可児浩之君） キッズクラブの保育料の減免につきましては、従来から減免対象としている生活保護世帯に加えまして、今回新たに住民税非課税世帯を対象として拡充したいというふうに考えております。

この住民税非課税世帯を半額減免することで、予算上は今現在キッズクラブに入室している方の中で、いわゆる住民税非課税世帯をカウントしますと大体100人ぐらいがお見えになるということでございますので、仮に全員の方が減免申請することになりますと、230万円ほど予算的には収入が減するというふうで見込んでおります。以上です。

○委員（板津博之君） 今回からそのようにしたというのは、何か経緯がありますでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 経緯につきましては、令和5年9月の一般質問でもいただいておりますけれども、いわゆる独り親世帯とそれから多子世帯、いわゆる経済的に困窮のある方については保育料を減免してはどうかという議論が従来からあって、市としても検討しておったわけでございますけれども、全国的に見てもやはり減免の件数が増えてきているということ、それから県内市におきましても、今住民税非課税世帯の半額減免というのは5割以上の市が実施しているということ、そういったことも踏まえまして総合的に判断して、可児市としてもやはり子育て支援策の強化という点の中で今回減免を判断したものでございます。

○委員（板津博之君） 大変いいんじゃないかと思っておりますので、今後もこれは継続していくということでよかったですね。

○保育課長（可児浩之君） 基本的にはそのように考えておりますし、これから制度の周知をそれぞれ「すぐーる」などを使ってやっていくということになろうと思います。ただ実際に先ほど対象世帯100人ほど現時点でおると申し上げましたけれども、申請式になりますので、実際にどれだけ申請があるかというようなこともあると思いますので、そういった点も踏まえながら、基本的にはこれからは継続してやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号83。

○委員（高木将延君） 重点事業説明シート32ページの母子健康教育事業にございます、産後パパママ教室を開催するということですが、その実施方法を教えてください。

○健康増進課長（佐橋紀康君） パパママ教室は、妊婦とその夫を対象に、両親が責任、ゆとりを持って楽しく子育てができるように役割を学び、父親が育児に関わる機会を増やすことを目的に実施しています。妊娠期から子育てのイメージを持てるよう、子供の発達についての講話、沐浴、赤ちゃんのお世話、妊婦疑似体験などを行っております。

令和7年度からこれまでのこの産前の教室に加え、産後のパパママ教室を行います。月齢2か月から6か月の子とその父親と母親を対象にします。初めて育児をする父・母にとって、子供の発達や成長、食事について悩みや不安を抱える時期であり、育児の知識を習得することでこれらの不安などを軽減し、子供の健やかな養育につなげられるよう支援します。

また、父親の育児休暇取得の促進により父親の育児参加が進んでいます。これらに伴う父親の産後鬱や孤立の防止、これらにつながるよう父親への支援を行い、積極的に育児に関わることに役立ててもらおう狙いもあります。

教室は年7回保健センターで開催。教室の内容としましては、保育士、臨床心理士による子供の成長発達に合わせた遊びの実践と説明、栄養士による食事の話と試食、父・母同士の交流、助産師による夫婦間コミュニケーションについての講話などを予定しております。以上です。

○委員（高木将延君） 今までやっていた産前のパパママ教室と連動させるような形なのか、その辺り少し教えてください。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 産前の教室は産前の教室、産後の教室は産後の教室で別で開催します。開催は同日にしますが、それで人件費のほうを調整しようという、そういった目的でございます。以上です。

○委員（高木将延君） あと、今までの産前でやっていたパパママ教室の男性の参加率とかわかりますか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） パパママ教室というのはパパとママセットでございますので、令和6年度ですと年7回で54組の参加がございました。それに見合った数、父親54人、母親も54人、そういったことで捉えてもらえば。以上です。

○委員（板津博之君） ちょっと答弁の確認なんですけど、父親の産後鬱とおっしゃられたように聞こえたんですが、それでよかったんですかね。

○健康増進課長（佐橋紀康君） はい。母親にも産後鬱はあるんですけれども、父親のほうも産後鬱というのが最近出始めたと聞いております。

言葉として男性に対しても産後鬱という言葉を使っています。産んだ行為は関係ないですがそういう言葉を使っているということです。子供が産まれた後に父親が鬱になるということがあるため、そういう言葉があるということです。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑がありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて、質疑番号84、85一括で。

○委員（富田牧子君） 重点事業説明シート37ページの家庭相談事業です。

親子関係形成支援事業を150万円で委託するということですが、この150万円でできる事業なのか、またこの事業の目標というのはどういったところにあるのか教えてください。

○委員（天羽良明君） 同じく家庭相談事業です。

親子関係形成支援事業委託料150万円について、相談日、相談時間はどのようになるのか。また、対面なのか、オンラインでも可能か。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 一括でお答えをさせていただきます。

親子関係形成支援事業は、児童福祉法の改正によりまして、子育て家庭への支援の充実に向けた市町村の取組の一つとして新設されたもので、適切な親子関係の構築を支援することを目的としております。

本市では、国が定めております実施要綱を踏まえまして、事業を適切に実施できるNPO等に委託する予定であり、その委託料として150万円を計上しております。

令和7年度の事業内容としましては、親子の関係性や子供との関わり方などに不安を抱えておられる、おおむね1歳から3歳のお子さんを育てる保護者の方を対象としまして、全6回の連続講座を1単位として、年度内に合計で3単位分実施することを予定しております。

1単位当たりの定員としては10名程度を予定しておりまして、子供が取る行動の要因の理解とその対応方法でありますとか、子供の発達や成長に応じた関わり方に関する講座、グループワークなどを行うほか、保護者同士が不安や悩みを気軽に相談したり情報交換したりできるような場も設けたいと考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） そのNPOとかという話でしたけど、そういったNPOはこの近隣にあるんでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 近隣では多治見市のほうでNPOが活動されているところがございます、既に東濃地区では同様の講座等も受託をしているということを伺っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

○委員（天羽良明君） オンラインはないということですか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 基本的には保護者同士の交流ということも講座の内容に含まれておりますので、一つの会場にお集まりいただいての講座受講をしていただくということと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号86。

○委員（高木将延君） 重点事業説明シート41ページの家庭教育推進事業でございます。

乳幼児学級の一元管理によって各学級の自主性は担保されるのか教えてください。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 乳幼児学級につきましては、現在地区センターごとに開設をしておりまして、地区センター職員がその運営支援を行っておりますけれども、運営の基本的な考え方として、学級生の自主性を尊重し、学級運営を通じて達成感などを経験してい

ただけるように、できる限り学級生に運営についてはお任せをして、職員はフォローに回るという姿勢で関わっております。

令和7年度からは5か所の地区センターで学級を開設し、それを子育て支援課で一元的に管理するというように体制は変更いたしますけれども、学級の運営に当たって学級生の自主性を尊重するという基本的な考え方に変わりはありません。今後も学級生が過度な負担を感じることなく主体的に運営に関わるようなサポートに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号87。

○委員（田上元一君） 重点事業説明シートの66ページですが、地域福祉推進事業のところですよ。

市長の施政方針では、民生委員・児童委員による見守りの重要性や負担感の増加、担い手不足という問題に対して、委員のアンケートを通じてやりがいや課題を整理し、委員の成り手確保に向けた検討を進めていくというふうに語っておられます。

ちょうど令和7年度は改選期に当たるわけですが、このアンケート、令和7年のいつ頃行うのでしょうか。そして、その結果を受けて、どのように負担軽減や担い手不足につなげていくのでしょうか。それは今回の改選期につなげていくということなんでしょうか。お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） アンケートの実施スケジュールは、7月末までに全委員への送付及び回答の回収を完了し、9月末までに集計及び結果分析を完了させる予定となっております。

アンケートには負担軽減や担い手不足解消につながる質問項目を設け、回答から把握できた改善事項や新規の取組について可能なものから活動内容の見直しを含め、速やかに順次対応していく方針です。

アンケート内容では、負担軽減につながる方策検討に生かすアンケートの質問として、負担を感じる活動、市、民生児童委員連絡協議会及び単位民児協に対し望むサポート、モチベーション向上につながる支援などを想定しています。

また、担い手不足解消につながる方策検討に生かす質問として、委員選考における自治会からの推薦方式の是非、自治会推薦に代わる人材発掘方法の提案などを想定します。

スケジュールでお話ししたように、9月末までに集計及び結果分析完了ということになりますので、12月の改選の際に直接的に生かすということにはなりませんけれども、現委員を含め12月以降の委員の負担軽減につながるようなものの中止等につなげていきたいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号88、89一括で。

○副委員長（野呂和久君） 重点事業説明シート76ページ、疾病予防費・特定健康診査等事業費です。

健康診断の自己負担額の引下げは、単年度事業か、または継続的に実施をする予定なのか。継続事業とすると、検証の予定時期は。

脳ドック健診は償還払いとの説明であったが、健診の受診期間は県内外を問わないのか。

○委員（酒井正司君） 同じく特定健康診査受診率が低下傾向にある。受診率向上のために健康診断の自己負担額を引き下げるが、効果をどの程度と推測しているか。当市の受診率を県内自治体や類似団体と比較した場合、どのような状況か。

○国保年金課長（後藤文岳君） それでは、まず野呂委員の質問から回答させていただきます。

健診の自己負担額の設定は保険者ごとに異なりますが、令和6年度の県内21市の特定健診の状況を見ると500円に設定しているところが11市と最も多い状況であるため、より受診しやすくするためにそこまで引き下げ、継続的に実施していくことを考えています。

また、特定健診の受診勧奨はこれまでも取り組んでいますが、勧奨結果の分析は毎年実施しているため、引下げによる受診率の推移などの検証もこのタイミングでできると考えています。

脳ドック健診費用補助制度につきましては、頭部のMRI、MRAと頸部の超音波またはMRA検査を用いた脳ドックを受診した方を対象としますが、受診する医療機関は市内に限定することはいたしません。

続きまして、酒井委員の質問にお答えいたします。

令和5年度の可児市の特定健康診査受診率は県内21市中20番目でした。そのため、少しでも受診率向上につながるよう自己負担額を引き下げた予算を計上していますが、効果の推測については、受診のハードルが下がる要因にはなりますが、数値を明言することは難しいと考えています。御理解をお願いします。

今回の引下げは受診率向上の一つの手段であり、人それぞれ健診に対する考えは多岐にわたるため、劇的に受診率が向上することは難しいと考えますが、健診の受診勧奨、啓発はこれまでと同様継続的に取り組み、目標値が達成できるよう努めてまいります。以上です。

○副委員長（野呂和久君） すみません、確認ですけれども、先ほどの脳ドック健診は、市内には限定しないということは、県外でのそうした健診も受け付けてもらえるということでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） そのとおりです。

○委員（酒井正司君） 前段の部分は非常に難しい。酒向委員風に言わせてもらえれば、返答に困る質問をさせて申し訳なかったなあとと思ったんですが、後段は、やはりこの後期高齢者医療制度がそれぞれの自治体と運命共同体であるわけですから、20番目というのはかなり恥ずかしいというか、申し訳ない位置づけだと思うんですね。

そういうことで、フレイル予防とか医療費の引下げのために非常に大事な事業なので、今

後ともしっかりと情勢を見極めて、特に低い自治体というのは美濃加茂とか各務原とか、あんまり原因がつかみにくいと思うんですが、特徴が何かあると思うんですよ。お勤めの方、あるいは国籍とかね。あんまりはつきりは申し上げられませんが、何かそういう弱点を、ウィークポイントを共有して連携を取って、しっかりと少しでも受診率をアップしていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 酒井委員、答弁は別に求めないということでもいいですね。

○委員（酒井正司君） はい。

○副委員長（野呂和久君） ワンコイン500円で健康診断ができるということですが、その健診率が、この500円でできるようになって、結果を見ていくということなんですけども、これはその結果に関わらずもうずっと継続していくということなのか、結果によっては効果がないということで、500円ということをもた検討し直すのかということはいかがでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 効果があるかどうかというのは結果が全てと言えればそれまでですけども、500円にしたから行ったかどうかということまでは判断はできません。

ですので、他市が500円でやられているということがありますので、そこに準じた形を取っていくということですので、結果によって1,000円に戻すとかそういったことは今現時点では考えておりません。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号90、91一括で。

○副委員長（野呂和久君） 予算の概要55ページ、事業名が福祉総務一般経費です。

重層的支援体制整備事業の委託料はどこが何の役割を担うのか。多機関協働事業はどこが事務局の役割を担うのか。障がいのある人と高齢者双方が利用できる事業所（共生型サービス）は現在何事業所あるのか。重層的支援体制整備事業の実施計画の策定はいかがですか。

○委員（富田牧子君） 同じところですよ。

重層的支援体制整備事業は、どのようなところに委託をして、目指す目的は何かです。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 質疑番号90の野呂委員、質疑番号91の富田委員からの重層的支援体制整備事業に係る質疑については関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

重層的支援体制整備事業の目的は、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題やはざまのニーズへの対応が困難であったため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するため、行政の縦割りの弊害を解消しつつ、事業担当課だけでなく各福祉分野の所管課、福祉以外の所管課、庁外の関係機関などあらゆる関係者を巻き込んで包括的支援を実現することにあります。

現時点における重層的支援体制整備事業の実施スケジュールは、令和7年度に移行準備事業を実施し、その実施状況を検証した上で、令和8年度からの本事業開始に向けて事業体制の構築を進めていく予定です。

委託事業につきましては、令和7年度は移行準備事業としての多機関協働事業について委託し、単独の部署・機関等では対応が難しい複雑化・複合化した事案の調整役を担い、重層的支援体制整備事業の3つの支援を一体的に実施していくための全体的な方策を定め、その進捗状況等を把握し、関係機関や地域団体等に対する助言・支援を行いながら、多様な関係者とのネットワークの構築を図る役割を担っていただく予定です。なお、多機関協働事業の事務局は高齢福祉課が担います。

ただし、令和8年度以降に予定する本事業の実施体制については、移行準備事業の実施状況を検証した上で決定します。障がいのある人と高齢者双方が利用できる障がい福祉サービスと介護保険サービスの両方の指定を受けている市内事業所は、訪問型が12事業所、通所型が1事業所の合計13事業所となります。重層的支援体制整備事業の実施計画は、令和8年度に策定する予定であります。以上です。

○委員（富田牧子君）　どんなふうになっていくかというのが何か聞いていても見えないんですね。それで令和7年度は移行準備をするというふうで、高齢福祉課が中心になって移行準備をするというんですが、結局仕事が増えるだけで、本当に意図するところができるのかというところを私は大変心配をしているというか、わざわざこんなふうに重層的支援体制事業なんて言わなくても、従来のやり方で問題解決ができなかったのかと思うんですけど、わざわざこういうふうにする目的は何ですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君）　重層的支援体制整備事業というのは国の事業でもありまして、県内他自治体も順次開始しておりまして、可児市としては後発のほうになってきているという事情とともに、重層的支援体制といいましても、基本的な相談とかそういった支援というのは各所管が、障がいであるならば福祉支援課、高齢者であるならば高齢福祉課、子供であれば子育て支援課、既存の取組が第一前提であります。

ただし、どうしてもその単独の課ではこぼれ落ちてしまうような、例えば8050問題のように、例えば高齢者もいて、その家庭に障がいのあるひきこもりのお子さんがいるとか、そういった複雑多様化している関係がどうしても連携が取れていなくてこぼれ落ちてしまっていたという反省の下に、そういったもののこぼれ落ちを防止して、支援を適切にやっていくという部分において、重層的支援ということで、やはり各課に任せてはどうしても行政の縦割りの弊害が出てきてしまう可能性が高いですので、その部分を網羅していくために高齢福祉課が基本的には中心となってその部分をケアしていくというような形で、その部分の重要なところが多機関協働事業というところになります。この部分を先ほど委託すると言いましたが、委託して、ディレクターという方に中心となって統括してもらいます。その方は今までも市にいろんな部分で貢献していただいている方ですし経験豊富で専門性もある方ですので、その方に目配せ、多機関等のいろんな事業所、所管課に指示を出していただい

て、そういったこぼれ落ちる案件がないように、誰一人取り残さない支援を整えていくという形で支援を進めていきたいと思っております。

ただ、先行自治体におきましても、やはり重層的支援事業、非常に難易度が高いですので、県内の自治体で我々が把握している限り、ここは成功しているなというような事例はないんですけれども、これは今後より一層実施していく中で、よりよい方策、やり方というものが発見できるかと思っておりますので、そういった形でつなげていきたいと考えております。以上ですか。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号92。

○委員（田上元一君） 予算の概要の56ページ、民生委員・児童委員改選経費についてです。

本年11月末、12月1日が改選時期でありまして、従前どおり各自治連合会を推薦準備会として自治連合会に委員を選出していただくという形で進めていかれるのでしょうか。

下恵土地区で言いますと自治連合会に加入していない、あるいは自治連合会から脱会をした自治会が今年度末でもまた2つ出ます。自治連合会未加入の地区まで自治連合会に探してこいというのは難しいわけですが、そこはどのように考えておられるのでしょうか。お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 本年12月の一斉改選における次期委員の選出については、前回同様に各自治連合会に対し推薦準備会設置をお願いする旨を昨年11月13日に開催された自治連絡協議会で説明させていただいております。その際、自治連合会未加入の自治会や自治会のない地区を自治連推薦の民生委員・児童委員が担当するのはいかがなものかとの御指摘を受けております。

民生委員法において民生委員・児童委員個々の担当区域については細かな規定はされておらず、市においても細かな規定を設けていないことから、委員個々の担当地区については、市内を9区域に区分し組織した単位民児協において決められています。単位民児協においては、以前より民生委員法の趣旨、国・県・市の空白地域を設けないという方針に従い、所管区域内の自治連未加入の自治会や自治会のない地区についても自治連合会から推薦された委員に担当していただいております。今後においても同様の方針であります。

しかし、昨今の自治会加入者数の減少、自治連合会からの脱退する自治会の増加などの影響により、各自治連推薦準備会からの推薦者数が定数に足りないことも想定されます。その場合は、市が単位民児協の会長と協議した上で、地区割りの見直しや候補者情報の収集に努めます。

いずれにしろ、委員候補者の確保は市の責務と自覚し、候補者の確保に努めてまいります。以上です。

○委員（田上元一君） 現状でも、例えば私の地元の自治会で言えば、自治連合会に入っていないところまでカバーしてやっぺらっしゃるんですね。

それは恐らくおっしゃったように単位民児協の中でエリアの見直しをしたからなんですけれども、自分の自治会のことは分かっても、そんな知らないところまでいけないですよ、正直な話。それで活動がおろそかになっても、それは担当された方に迷惑をかけるわけですから、自治連合会を中心にするにしてもそれは理解できます。自分の自治会、自治連に入っている自治会のほうから推薦するのは構わないです。それをできないところはエリアをうまく操作してでもやりましょうって、それはちょっと乱暴なやり方でありまして、そこは市のほうが、最後に市が責任を持ってやられると言われてはいたので、市が責任を持ってやってくださいというのが私からのお願いになりますので、お願いします。以上です。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） いずれにしても、今回、今の委員の方の任期始まりが令和4年12月でしたけれども、その際も定数は達しておりませんでした。欠員状態で始まっておりまして。民生委員・児童委員は年度途中で1期3年の間でも相当人数が入れ替わっております。病気とか何かで、常に欠員状態で、何とか充足したりというようなことの常に繰り返しでしたので、今後もそういったことがより端的に出てくるだろうということになっております。

どちらにしても非常に自治連から脱退する自治会の数が増えている、あと自治会加入者が減少という、この傾向はなかなか止めるすべがないかと思われます。そういった部分でいろいろ我々のほうも検討はさせていただいておりますが、なかなか妙案はないんですけれども、最終的にはどちらにしろ、この民生委員の候補者を推薦していくのは市の責務でありますので、その部分は十分に承知した上で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員（高木将延君） 先ほどのアンケートの話にもつながってくるんですけど、現状として今の民生委員・児童委員が個々に声かけしてお願いして回っているのが今現状だと思いますし、またそのときも、これといった資料もなく、人と人とのつながりだからということをお願いしているようなところがあると思う。

これ、かなり全市的にももう大きな問題だと思っていまして、先ほどのアンケートの話でいきますと、今回取ったアンケートは今回の改選期には間に合わないというようなお話でした。そうすると、今答弁の中でいろいろ課題、今後こうしていかなきゃいけないという現状は当局のほうも把握しているような感じは受けるんですが、それに対して具体的にアンケートを取って、それをどのようなタイミングでどういうふうに直していくのか、今ある課題を直接直していくのか、アンケートから出たやりがい等をうまくアピールしていくような冊子を作るなり何なりするのか、どのタイミングでどういうふうにしていくのか。

これ、このままだと何も解決されないままずっと進んでいくような気がするんですけど、担当課のほうとしてはどう考えているのか教えていただけますか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 今、高木委員が御指摘のとおり、現状でもう個々に委員からこの部分とは言われている点は既にありまして、その部分はもう随時ずうっと民生委員・児

童委員の理事会の理事の方々と協議はさせてもらっているんですけども、なかなか有効的な対策が取れていないという現状はあって、申し訳ないとは思っております。

ただ、この部分について、問題の把握とその解決策の部分というのは、アンケートで我々が通常今把握している以外のいろんな問題点が出てくることもありますので、そのレベルによっては、なかなかその解決に時間がかかるものとすぐできるものがあるかと思っております。

昨今でいきますと、可児市の民生委員・児童委員の活動は、先月も静岡県焼津市、去年は岡山県津山市とか、おとしは京都府とか各務原市、一宮市など、いろんな民生委員・児童委員協議会が可児市の民生委員・児童委員の活動がすごいと聞いて視察研修に来られております。そこで我々としても分かってきたのが、やはりほかの地域の民生委員児童委員連絡協議会の委員の活動時間より可児市の民生委員・児童委員の活動時間が長いと。いわゆるやってもらっている内容が多いかなということは分かってきております。

民生委員・児童委員に頼んでおりました高齢者孤立防止事業で80歳になった方の訪問というのを昨年度からそちらは取りやめました。民生委員・児童委員が非常に負担に感じているということでしたので、それを既に取りやめて市の職員だけでやるというように切り替えたり、随時そういった負担軽減とかつながらることは、できるものはもうすぐやっておりますので、そういったことも含めて、できるものはすぐやるし、なかなか時間を要するものは、申し訳ないですがちょっとお待ちいただくようになるかと思えますけど、いずれにしても受け取って分析してそのまま発表して終わりということのないように、実効性のある対策を練っていきたいかと思っておりますので、そういった御理解をいただければと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号93。

○副委員長（野呂和久君） 予算の概要57ページ、障がい者福祉事業です。

国際総合スポーツ競技大会である夏季デフ（耳が聞こえない）オリンピック競技大会が今年の11月に日本、東京で初開催されます。聴覚障がいについて、大会を通じ本市として関係機関と連携し、啓発活動や応援企画等の予定はないでしょうか。

○福祉支援課長（金子 浩君） 11月に開催されるデフオリンピックについては、現在のところ具体的な情報がないため、関連する取組は特に予定しておりませんが、今後本市ゆかりの選手が出場されるとか関係機関と連携するなどして取り組めることがあれば、適宜対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

関連質疑もありませんので、改めていただいた質疑に関連する質疑を許します。

質問される方、お1人質疑1回につき1問としてください。その際には、一番左の質疑番

号と事業名の発言をお願いします。

では、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長長の許可を得てからマイクのスイッチを入れて行ってください。

○委員（板津博之君） 先ほど聞けばよかったんですけど、質疑番号73、74の地域支援事業、重点事業説明シートは9ページになります。

公民連携で6項目、そのうち5メートル歩行と転倒リスクがそれぞれ58%、67%で、ある意味そこで課題が見つかったというのが、その公民連携によって健康測定をした効果、結果だということで、そのアウトプットとして今年度、内容の一部見直しを図るという御答弁だったと思います。

ということは、その5メートル歩行と転倒リスクについて数値的にちょっとよろしくなかったもので、例えばまちかど運動教室のプログラム、具体的には体操の何かやり方を変えとか見直すという解釈で、これがまさに公民連携の効果だということになるのかを確認をしたいです。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） そのとおりでありまして、一応2回公民連携の測定は行う予定で、2回目が今年の6月で、1回目と2回目を合わせて、1回目の段階でその状況、5メートル歩行と転倒リスクのところが数値が悪かったということがありましたので、再度同じ方に対して2回目を行って、そちらで、1回だけの検査ですとひょっとしたらそのときの状況によってのものもあります。2回の平均でやって大きく変わることはないみたいなんですけれども、その部分で最終的にできるものからということで、今年度中にでもできる部分の一部の対策を取り入れていくということで考えております。以上です。

○委員（板津博之君） 私もまちかど運動教室に1回参加させてもらって、たしかアクトスの方が指導員というかインストラクターで来られているわけですね。そういったところで、ある意味公民連携の中で、この検査結果、測定結果で課題を抽出して、それをすぐにインストラクターの方に反映できるという意味合いにおいては、即効性があるというか、そういうことを逆に課長から言ってもらいたいかなと思ったんで、そういうことですね。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） そうですね、非常に公民連携の目指すところがそうですので、そこで把握できたものを即効的に反映できるものを反映していくという形で、今後も展開していきたいかと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

○委員（渡辺仁美君） 板津委員の質問への関連になりますけれども、まちかど運動教室って従来のものと、それからまちかど運動教室プラスですか、ちょっと負荷をかけたもので、あと今回の公民連携と3パターンあるというふうに考えていいんですか。それで、前の2つは公民連携ではないということでよかったのでしょうか。確認です。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） ここで言っている公民連携は、あくまでも連携協定を結んだものを言っておりますので、従前のまちかど運動教室とまちかど運動教室プラスはここでいう公民連携ではないんですけれども、言ってみればまちかど運動教室というのは委託でして、

パロー、コパン、ミズノの3事業者でやってもらっておりますので、広い意味でいうと公民連携に当たるのかもしれませんが、ここで言っている公民連携は連携協定を結んでいる部分での事業という形で理解していただければと思っております。以上です。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 語弊のないように言いますと、まちかど運動教室は委託でありますので、アクトス、コパン、ミズノですね。公民連携は委託じゃなくて連携事業なので委託ではないという違いであります。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑求める方いますか。

○委員（渡辺仁美君） 質疑番号の90と91の福祉総務一般経費のところの、先ほど重層的支援体制の整備の御説明の中で、コーディネーターを選任して諸機関との連携とおっしゃったんですけど、庁内の連携についてはよくありますが、諸機関とは、例えば医療機関とか警察だとか幼稚園、そういったことに当たるんでしょうか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） そうですね。非常に広い、その支援する内容によっては当然警察とかいろんな機関を巻き込んでやっていくというのが重層的支援施策なので、そのケースによっては当然警察や消防とか保育園とか、そういったところが絡んでくるかと思っております。どこまでが重層の範囲とかって、重層の範囲というのは非常に広いので、そういった理解をしていただければと思っております。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

○委員（伊藤健二君） 92番の民生委員・児童委員の質問について、ちょっと包括的な質問をします。

これまでも何回かこの件に触ってきているんで、法的根拠をもって依頼が来ておることは承知しています。また、議会も推薦者を確認して可決していくわけだけど、民生委員・児童委員についてはこども健康部長のほうで対応をするんですか。専ら今高齡福祉課長のほうで答弁していたけど、社会的困難、多重的いろんな支援体制の問題はふくそうして発生するので単純に切り離せないんだけど、親が経済的に困窮すれば子供も大変なことになるんで、そういうことからいうと、組織というのはどういう、報酬の関係とか謝礼の関係とか、純粋にボランティアとは言っていないはずだけど、その辺ちょっともう一遍簡潔に教えていただけないかな。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 民生委員・児童委員は、民生委員が自動的に児童委員を兼ねるということもありますので、原則その所管が高齡福祉課となっていきます。

こども健康部のほうにおきましては、民生委員・児童委員の中に主任児童委員がいますので、主任児童委員の所管課が子育て支援課という形になっていまして、どちらにしろ主任児童委員にも高齡福祉課は深く関与しておりますので、民生委員・児童委員に関わるものについては原則的には高齡福祉課が一括して対応していくというような形で理解してもらえればと思っております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 一部の地域で、具体的に言うと自分が関わっているのは土田ですけど、2期6年やることを基本前提にして人選をしてきたし、人選をするということが何か無言の

ルール化しておりますけど、そうならざるを得なかった事情と背景は理解しています。

その上でだけど、今日、2期6年やり続けるというのは、民生委員・児童委員の仕事の内容が、さっき可児市は大変極めて多忙でお忙しいという話が出たぐらい多様化しているわけですよ。その中で6年間走り続けるのは御本人の健康も含めて大変な問題で、実態としては期中で入れ替わって別のメンバーに引き継ぐこともあるということなもので、あんまり2期6年を強調し過ぎて門戸を狭くするのはよくないと思うけど、その辺については何の法的根拠ないでしょう、6年やらなきゃいけないという。その辺についてちょっと考えを示して。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 2期6年ということに関しましては、市として2期6年ということを示していることは一切ありません。

地域において、今現状やっておられる、理事としてやられている方は、やっぱり理事まで務められている方ですので非常に熱意があるんですね。やはり理事の方からすると1期3年ではまだまだと。2期以上やってもらわなくちゃいけないというところで、どちらかというどと理事の方々の御意向、方針ですね。それは市の方針ではありません、2期6年というのは。まずは1期の3年ごとにやってもらうということになっておりますので、そういった形で理解してもらえればと思っております。以上です。

○福祉部長（河地直樹君） 民生委員・児童委員の選任について御意見いただきましてありがとうございます。

先ほどのアンケートにもつながる話なんですけれども、意味があるのかどうかという御意見だったと思いますけれども、あと1期、2期の話ですけれども、1期3年でやっていただいて2期6年は長いんですけれども、改選で大体半分以上の方が1期で辞められるという現状があります。

それは事情があってそういう状況なんですけれども、可児市に限った話ではないんですけど、民生委員・児童委員の全国組織で調査した結果で、やはり1期よりも2期やったほうが楽しかったというアンケート結果も出ているものですから、やっぱりやれば楽しめる方は楽しんでいただけるという状況もありますので、苦い思いで3年で終わるよりも全国的には2期やったほうが楽しかったという統計が多いというのもありますので、先ほどの高木委員のアンケートは意味があるのかという問いに対して、それはすぐに即効性はないですけれども、1期やってみえる方について、今後また来期から1期やっていただく方についての負担軽減等を図りまして、長くできるだけやっていただけるということも踏まえて、アンケートを取って改善していこうというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑を求める方ありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これでこども健康部、福祉部に関する質疑を終了します。

ここで10時35分まで休憩とします。

休憩 午前10時24分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次は、教育委員会事務局所管に関する質疑を行います。

最初の質疑番号は94から103になります。

それでは、番号順に1問ずつお願いします。94、95番一括。

○委員（酒向さやか君） 重点事業説明シート19と21ページ、小学校ICT活用事業／中学校ICT活用事業です。

タブレット端末を汎用性の高いiPadに切り替えるのは、学習の面で効果的な活用につながることを期待できるが、操作に慣れている子も多く、学習に関係ないアプリをダウンロードしてしまうなどの懸念があるように感じます。アプリのダウンロード制限などの対応はどうなりますか。お願いします。

○委員（高木将延君） 同じく小学校、中学校ICT活用事業です。

市販のiPadなのですが、普通に使っていても2年以内に故障する率が約10%というデータもあります。そういったところへの対応策はあるでしょうか。お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） まず、酒向委員の質問にお答えします。

端末管理ツールを用いてiPadにアプリをインストールするための専用のサービスであるアップルストアを非表示に設定することで、アプリのインストールを制限します。

また、アプリを新たにインストールする場合には、許可されたアプリのみが表示される専用ストアからのダウンロード、または教育委員会が管理する端末管理ツールによる配信によって可能とするという計画でいます。

続きまして、高木委員の質問にお答えします。

GIGAスクールにおけるiPadの故障率は、使用状況によって変動いたします。参考となるデータとして、可児市と同様のLTE活用を行っている静岡県三島市では、年間故障率が約2%という報告がございます。

故障率低減のため、物理的な対応としては、堅牢なカバーと保護フィルムを装着し、落下などによる衝撃から端末を保護します。あわせて、教育的な対策として情報モラル教育に加え、タブレットの適切な取扱いに関する指導も強化してまいります。

故障発生時には、児童・生徒に対し15%の予備機を各学校に配備し、令和7年度より開始するICT支援サービスと連携することで、児童・生徒が端末を使用できない状況を最小限に抑えようと思っております。

また、アップルケアへの加入により、迅速な修理対応を実現し、端末修理にかかる時間を短縮いたします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑がありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて、質疑番号96。

○委員（伊藤健二君） 重点事業説明シート20ページ、小学校施設大規模改造事業関連です。

市長は施政方針説明の中で、学校体育館の冷房設置について、個別施設計画の検討の中で検討するとしたわけではありますが、いつから検討を開始するのか御説明いただきたい。

令和6年、令和7年、令和8年の施設改修計画がもう既にできておるわけですが、令和7年度中の個別施設計画の改修というのはちょっと考えにくいと私は理解をしたんですが、この市長の施政方針、冷房設置についても検討するということを、何か取ってつけたような方針に聞こえてしまったんですけど、そうじゃなくて、何か事前の調査か何かをスタートする、個別計画の中で冷房をつけるとすれば何がどう必要なのか、状況、設置環境なんかについてもよく調査をしようという意図でそういうことを、やる方向のために必要な調査をしたいということを書こうとしてそういう説明になっているのか、ちょっとその辺よく分かりづらいので、何を検討するのかということを教えてください。

令和7年じゃなくて、令和8年に書いても別によかったというレベルの話なのか、いや、そうじゃないよと。今からやることがあるよというなら、そのやることの中身を説明してほしいという意図で質問をしています。誤解のないようにお願いしたい。

○教育総務課長（水野 修君） 現在の個別施設計画につきましては、令和2年12月に策定をしております、計画期間が令和3年度から令和12年度までの10年間でございます。また、5年を目安に見直しを行うとしております。

ですので、今度の令和7年度につきまして見直しの時期となりますので、この際にほかの施設改修も含めて計画の検討を行う、そういうものでございますので、令和6年から令和8年というわけではなくて、長い10年のスパンの計画のちょうど中間点に当たりますので、ここではほかの施設改修の計画も含めて検討をしていきたい、そういうふうに考えております。以上です。

○委員（伊藤健二君） それは理解しました。

ということは、極めて一般計画の中間見直しにたまたま重なるから考えてみますわという程度の話で、あまり事態の切迫性は感じ取れませんね。

去年の夏の暑さ、そして今年の夏はさらに極端化が進むと言われているような状況の中で、体育館においても高温多湿の状態が発生し得るという中で、子どもの命、健康をどう守るか、学校教育をどう安全に進めるかという状況の中で、この課題についても取り組んでいきますよということを市長は表明したというふうに受け止めたんですけど、そういう受け止めで間違いはないですね。よろしいですね。

○教育総務課長（水野 修君） たまたま見直しだから考えたんじゃないかというふうに思われがちですが、我々も体育館の空調設備につきましては、もう既に調査等いろいろ入っております、今後冷房をつけるかどうかも含めてなんですけれども、それを基本的なデータとして今後どうしていくかを検討していく、これが令和7年度からということになりますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑がありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号97。

○委員（天羽良明君） 重点事業説明シート38ページ、スクールサポート事業です。

業務支援員の時間数をどのように増やすか、期待される教員の負担軽減は何か。

○学校教育課長（木村正男君） 業務支援員の業務時間は1学校当たり2時間までとしているものを3時間までに増やします。

教員にしかできない業務以外全般について従事できますので、例えば印刷物を印刷するか、採点の丸付け、掲示物の貼り替え、校内の巡視など多岐にわたる負担軽減が考えられます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号98。

○委員（田上元一君） 重点事業説明シートの40ページ、「笑顔の“もと”」を育む事業の中のスマイリングルームのことについてお聞きをしたいと思います。

令和6年度に可児川苑にスマイリングルームを増設されました。まだ時間としては浅いわけですが、どのように評価をしておられるのでしょうか、その活動についてですが、その上で令和7年度はどのように進めていかれる御予定なののでしょうか。お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） 教育支援、自立支援、メタバース支援の3つのルームを拡充することで、集団での活動が苦手な児童・生徒にも安心して過ごせる場所を提供することができ、子どもたちの多様なニーズに合った環境を選べるようになり、より安心して過ごせるようになりました。

可児川苑のスマイリングルームでは、2つの学習室、4つの個室、そして広いホールを備えたことで、子どもたちは安心して過ごせるようになり、個々のニーズに合わせた支援が可能になりました。また、地域の自然を利用し、畑の作物づくりや河川での水辺探検活動など、様々な体験活動を行うことができます。児童・生徒の心理的な安定が向上し、学習意欲や社会性の向上にもつながっています。

令和6年度2月末現在では、小学校では12人、中学校では23人の児童・生徒がスマイリングルームから学校に復帰をしております。また、学校復帰だけではなく、社会的自立を目標とした支援も行ってきておりますので、安心して通うことができている子どもも増えてきています。

令和7年度は、児童・生徒の興味や関心に合わせた体験活動をより充実させ、自己肯定感や社会性を育めるように支援していきたいと考えております。

また、医療機関、福祉機関と学校が連携し、児童・生徒の状況や課題について情報を共有したり、意見交換を行ったりする会議を通して、児童・生徒を支える支援体制を整えていきます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑を求める方ありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて質疑番号99、100一括で。

○委員（川合敏己君） 重点事業説明シート40ページ、「笑顔の“もと”」を育む事業です。

会計年度任用職員が2名増員となるが、どこにどのような人材を増やしていくのか。

また、令和7年度の校内教育支援センターは、蘇南中学校や中部中学校以外にもスタートをするのか。

○委員（田上元一君） 同じ「笑顔の“もと”」を育む事業の校内教育支援センターのところでお聞きをいたします。

校内教育支援センターは令和6年度、蘇南中学校と中部中学校で専任職員を配置し、試行していると承知をしておりますけれども、1年間の試行でどのような成果があって、またどのような課題があったのか。実際、私のところにいろんな声が届いております。それは賛否ともにあるというところです。そして、1年間の試行を踏まえて、令和7年度にはどのような事業展開をしていくのか。そして、この校内教育支援センターというのは、いずれは全小・中学校に拡大していく予定なんですか。お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） 質問にお答えします。

令和6年度、本市では校内教育支援センターを蘇南中学校と中部中学校の2校で試行的に進めてきました。両校ともに生徒が安心して過ごせる空間を提供し、なかなか学校で過ごすことができなかった生徒の居場所をつくり出すことができ、相当の成果を上げることができました。

常にセンターに職員がいて、個々の生徒とじっくり対話することで信頼関係を築き、頑張りを認め、悩みを共感することで安心して登校できるといった生徒の声も上がっています。生徒が前向きに学校生活を送れる支援ができています。

スマイリングルームなどの教育支援センターとの連携も密にすることで、校内教育支援センターを紹介することができ、新たに通うことができるようになった生徒もいます。今後も連携し、切れ目のない支援体制を強化していきます。

課題としては、スマイリングルームなどの教育支援センターだけではなく、不登校支援室など庁内の関係部署や支援団体との連携があります。連携会議などを通して情報共有に努め、連携を強化していきます。

蘇南中学校と中部中学校の校内教育支援センターは、既に述べたように試行的な運用であったため、令和7年度からは正式に予算化して本格的な運用を開始します。校内教育支援センターのための会計年度任用職員としての2名の配置です。生徒一人一人に寄り添える人材や不登校生徒への支援経験がある人材を配置していきます。

令和7年度は蘇南中学校、中部中学校での運用とします。ですが、その他の学校への拡大は、2校の成果・課題を検証しつつ、また各学校の実情を把握しながら検討していきます。以上です。

○委員（田上元一君） 専任の職員、会計年度任用職員というのは、これは教職員の方なんで

すか。教職員資格じゃない方もいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 現状としましては、教職員ではない者が配置されております。以上です。

○委員（田上元一君） ちなみになんですけど、今までも保健室があり、相談室があって、それなりの受入れ体制というのがあって、不登校についてはスマイリングルームがあって、いわゆる中間的なところで、ちょっとその性格がいまいち分かりにくいなという声は実はあって、さらに学校とスマイリングルームとの連携も十分ではないのではないかなという話。それから、専任の職員さんと教師の方との連携。これも試行中の話なので、いろんなそごがあると思います。なので、うまくいっているという表現はちょっとそうなのかなと思うところなので、令和6年度からの試行を、令和7年度実際に展開していくわけなので、そこは日々評価をしながらというか、自己評価しながら進めていただきたいなということです。

これで全てうまくいくみたいな話になっていると、それはちょっと違うと思いますので、いろんな声というのはちょっとここでは申し上げられませんが、賛否も上がっているのは事実なので、そこら辺も含めてディスクロージャーしながらやっていっていただけるとありがたいなと思いますので、これはお願いということで、意見です。以上です。

○委員（川合敏己君） ちょっと確認ですが、2名増員の部分というのは、蘇南中学校にプラス1名、中部中学校にプラス1名と考えてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 令和7年度からの正式な運用ということですので、そのとおりでございます。以上です。

○委員（川合敏己君） そうすると、支援員でしたっけ、相談員でしたっけ、ちょっと名称がはっきり分かりませんが蘇南中学校2名、中部中学校2名という形でなるのでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 説明がうまくいっていませんでしたが、今現状にいる者ではなく、新たな者として配置するので、蘇南中学校に1名、中部中学校に1名ということになります。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

蘇南中学校は県下一大きな中学校でした。教育福祉委員会のほうで現場にお邪魔させていただいたこともあります。そのときに校長先生のほうからは、やっぱり大規模校なので、現行10名ちょっと、全校生徒の1%の生徒が活用しているので、ぜひもう一名の増員が欲しいという話はあったんですが、そういったことというのは反映されていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 学校の実情を聞きつつ拡大をしていくつもりでおりますが、令和7年度につきましては本格的な予算を立てたということがありますので、蘇南中学校、中部中学校の2校です。

ですが、今後については、学校の実情をもっとより聞きながら進めていきたいと思っております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

試行的にこの1年間やってきた中で、本格的に蘇南中学校、中部中学校でスタートするわけなんですけど、以前教育長のほうから話を教育福祉委員会の中で聞いたときには、ほかの中学校も小学校も手を挙げているんですという話だったんですね。特に中学校は不登校になれる生徒さん、パーセンテージとしては多くて、大体6%ぐらい全国的にはあると言われてます。その中で、でもやっぱり勉強に向かい合う、勉強していかなきゃいけないかなと思うような生徒さんも結構出てくる時期でもございまして、中学校にはやっぱり優先的にこういった教育支援センターというのができていくべきではないのかなというふうに思う中で、ほかの学校からの要請とかは今回なかったんですか。それとも人的な部分で、今回は蘇南中学校、中部中学校の2校だけにとどまったんでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 各学校からの要望は今出てきておりますので、その要望を聞きつつですが、進めていきたいと思っておりますが、令和7年度のスタートは中部中学校、蘇南中学校で進めたいと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑を求める方ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号101番、102番一括で。

○委員（田上元一君） 予算の概要の83、84ページ、小・中学校の管理一般経費のところであります。

水泳授業の民間委託という説明がございました。使用しなくなるのかちょっと分からないんですけど、そのプールというのは今後どうしていくんでしょうか。

ちょうど令和7年度個別施設計画の見直しの時期ではあるものですので、それに合わせて今後について検討していくのでしょうか。お願いします。

○委員（酒向さやか君） 同じところで、水泳授業の民間委託について、授業時間の確保は何かま分になるのか。移動時間は授業時間に含むのか。児童・生徒及び教諭の休憩時間はきちんと確保されるのか。お願いします。

○教育総務課長（水野 修君） まず、使用しなくなったプールの今後についてからお話をしていきます。

今のところ具体的な利用計画等はございませんが、想定といたしましては、取り壊した上で不足している駐車場に替える、またGXの観点から太陽光パネルを設置したりするなどのことが考えられます。

これらにつきましては委員お見込みのとおり、令和7年度の個別施設計画の見直しがございますので、これに伴い、学校と協議しながらプールについても考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、授業時間のことでございます。兼山小学校が令和5年度から水泳授業の民間委託を実施していますので、これを参考にした上で各学校と協議しまして、通常の授業時間の中で、小学校では1こま45分で、中学校では1こま50分なんですけど、この2こまを使いまして1回の水泳授業を行ってまいります。そして、各クラスが5回実施できるように考えて

おります。

また、1こま分の授業時間と休み時間、こちらを有効に活用して送迎と着替えを完了しまして、水泳授業時間の確保に努めていただくように、これは受託者のほうにも依頼をしていく予定でございます。

また、片道20分程度の移動時間、これを休憩時間に充ててもらおうというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑がありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号103。

○委員（田上元一君） 予算の概要の83、85の小・中学校施設改修経費のところでは、

令和6年9月の私の一般質問で、小・中学校の不審者対策ということをお話しさせていただきました。そして、その不審者対策、大事だよということについては問題意識を共有していただいたと認識をしているところですが、令和7年度、不審者対策として具体的にハード・ソフトで継続してやっていくこともあると思いますけど、新たに取り組むようなことがあれば、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○教育総務課長（水野 修君） 不審者対策につきましてですが、まずソフト面については、今年、各学校に危険等発生時対処要領の中に不審者の侵入についての対処をまとめてもらいまして、教育委員会との共有を図り、防犯設備の重要性等を周知してまいりました。

また、各学校では命を守る訓練として様々な想定で訓練を行っていただいておりますが、その中で不審者に対応した訓練も行っております。令和7年度につきましては、これらのことを引き続き行っていただくというふうに考えております。

続いてハード面につきましてですが、令和6年度は各学校からの要望に対しまして、防犯カメラなどの防犯設備の増設など実施してきたところでございます。令和7年度につきましては、やはりこちらも個別施設計画見直しの年ですので、その中で改めまして各学校の現状について点検と評価を行いまして、必要な措置を計画的に講じることができるよう、そういうふうに考えております。以上です。

○委員（田上元一君） ソフト面で、例えば何か新しい取組とかないんでしょうか。

○教育総務課長（水野 修君） ソフト面では、今のところ新たにこういうのをやったらどうかというのが出てきておりませんので、継続ということで御理解いただきたいと思います。

○委員（田上元一君） 先ほどの個別施設計画の中で、もう一度しっかり各学校の現状を見ながらということですので、私が一般質問で申し上げた教室からすぐに警察につながるような施設システムであるとか、門扉ですね、その辺の課題についてもぜひとも検討していただきたい。できるかできないは別にしても、それは令和6年の9月の一般質問で一応提案はしている事項ですので、それも含めて個別施設計画の中で検討していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○教育総務課長（水野 修君） 令和7年度以降、そのようなことをいろいろ盛り込みながら

考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑を求める方、ありますか。

改めて、ただいまの質疑に関連する質疑を許します。質問される方、お一人質疑1回につき1問としてください。その際には、一番左の質疑番号と事業名の発言をお願いします。

では、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを入れて行ってください。

○委員（田口豊和君） 質疑番号101番、102番のところの小学校管理一般経費、中学校管理一般経費のところで、先ほど教諭の休憩時間を移動時間に充てるということでしたが、それって外部のプールへの移動時間ということなんですが、引率をしている時間ということですかね。

○教育総務課長（水野 修君） そのとおりでございます。

○委員（田口豊和君） ありがとうございます。

では、引率している間にも何か事故が起きたり、生徒がけがをするようなことがあったときに、教諭の瑕疵はあるのでしょうか。

○教育総務課長（水野 修君） 事故等にもよりますので、それが全て教諭の瑕疵というわけではございませんが、内容によってというふうにお考えいただければよろしいかと思います。

○委員（田口豊和君） 瑕疵がもしかしたらあるかもしれないということで、それを完全に休憩というふうにしてしまうと休まるのかなと思うので、その辺も重々考えながら検討をお願いいたします。

○教育総務課長（水野 修君） ありがとうございます。そういった面も含めながら考えていきたいと思います。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑を求める方はありますか。

〔挙手する者なし〕

関連質疑もないようでないので、これで教育委員会事務局の質疑を終了し、本日の教育福祉委員会所管部分の質疑を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。御退席ください。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（山田喜弘君） 委員会を再開します。

本日の予算案の質疑を通して、今後の予算執行に向けて可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や委員長報告に付すべきことなどについて議論をするために自由討議の動議がありましたが、お諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしいでしょうか。

自由討議の動議ありませんでしたので、以上で本日の当委員会の日程は全て終了しました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は明日14日午前9時より開催し、討論・採決等を行います。

本日は大変にお疲れさまでした。

閉会 午前11時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 13 日

可児市予算決算委員会委員長